

平成23年12月12日(月曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	建設課長	森田貞男
海洋森林課長	濱田仁司	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 2 号

平成 23 年 12 月 12 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 議案第 60 号から議案第 70 号

(質疑・委員会付託)

議 事 の 経 過

平成23年12月12日

午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

どうも皆さん、おはようございます。

これより、日程に従って進めてまいりますので、どうかよろしく申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

資料の訂正を、早速ですけれどもさせていただきたいと思えます。

皆さま方の机の方には配布させていただいておりますけれども、給与明細の方が会計の方、それぞれ間違っておりますので、正誤表を提出させていただきたいと思えます。

会計につきましては、左の方にですね、黒い大きい字で入れておりますので、ご確認をしていただきたいと思います。それぞれの会計名とページ数を入れております。

上に4つ書いておりますけれども、これについてはですね、国の制度の部分が間違っております。黒潮町は、職員の期末勤勉手当につきましては国と同等ということにしておりますので、その部分で数字的な誤りがありましたので、訂正をお願い致します。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

これで総務課長の発言を終わります。

日程第1、議案第60号、黒潮町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第70号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第60号、黒潮町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

1つお伺いします。

この地番を変えるというのは、地籍調査で地番が変わったというようにお伺いしておりますが、まあほかのがでも一緒ですけれども、個人的な住所とか、それから法人とかの住所がある場合に、普通、666番と660番の1というのを合筆する場合はですね、通常その住所を置いちゅう所、つまり、特別な理由がある場合には666番とすることができるはずですが、今回の場合に何か理由があったがででしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

お答え致します。

その地番の理由までは承知しておりませんが、今回ですね、これまでの 666 番地というのが、ほか 4 筆がですね合筆されまして、660 番地 1 に改正になったということで、新たな地番に表示を改正するものです。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

いや、私が言いゆうのはですね、まあ、番地が違ったらこうやって変えないかんことは当然ですが、今回のようにですね、変えないかん業務が出てくるということです。

だから、町の場合にはこういう形で条例だけで変えてますけども、法人とかですねそういうときには、こんな地番の変え方をしますと登記簿や、あるいは個人であればですね、免許証や、それからまあいろんな資格書をもろうちゅうときにはですね、全部、住所地らを変えていかないかんいう作業が出てくるがですよ。個人負担にもなってきますし。

で、今回、たまたまこれを見かけましたので、こういう場合はですね、不動産登記の手続き事務取扱準則ですか。そこによりますと、特別な理由のある場合、というのはこういう住所があるとか、ほかの所に影響する場合はですね、まあこの特例として 666 番を利用できるということになってまして、通常合筆する場合には、合筆したときには若い地番に持っていくのが、これが通例です。しかし、住所とか、そういう法人の登記をしておるとかいうときはですね、特例としてそういう番地の使い方ができるわけです。

だから、一番心配しておるのは、これだけにとどまらず、町内の現在、町の中を地籍調査やっていますので、個人の住所とかですね、法人もたくさん入野の町の中にありますので。そういう場合にはですね、こんなやり方をしますと、いちいち法務局へ行って登記をし直さないかんとか、いろんな作業が出てきますので。

そこで、その付近を知った上でこういう特別な理由があって、この 660 番の 1 にしたのかということをお伺いしゆうがです。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

この土地につきましては、まあ一応借地ということでございますので、こういうことになっしょうと思えますけど。なお、そのへんはですね、地籍調査の方にも確認して、できるだけそういう形ですね、できるものについてはそういう登記をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 60 号の質疑を終わります。

次に、議案第 61 号、黒潮町介護予防拠点施設に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 61 号の質疑を終わります。

次に、議案第 62 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑を分割して行います。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

質疑、ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち2款の質疑はありませんか。

(矢野議員から「ページはどこをいくがですか。事項別明細の方でページを追うていくのか、単に歳出の所だけページで追うていくのか。それはどういう要領でやるんですか」との発言あり)

歳出の2款です。

(矢野議員から「はい、ちょっと待って」との発言あり)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

ページ数でいきますと19ページですけど、情報基盤整備事業の15節工事請負費1,705万。これの工事内容が、説明がなかったと思うんですけど、どういう工事をするのかというのと。

それから、じゃあ総額はこれで幾らになるか。工事費ですね。

それをお聞きしたいと思います。

議長(山本久夫君)

総務課長。

総務課長(松田博和君)

まず、工事内容ですけれども。再送信の設備を設置したいというものでございます。

全体の事業、ちょっと今、確認できてませんが、17億5千万くらいだったと思いますが、それにこれが足されるということになります。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

すいません。なかなか専門的なことで分かりづらいんですけど。

再送信の設備というのをもうちょっと詳しくお聞きしたいんですけど。

議長(山本久夫君)

総務課長。

総務課長(松田博和君)

今ですね、県内には民放3社とNHKとがあります。それが放送されていて、それをあこのセンターの施設で受信をして、それをテレビに加入していただいている方に送信をしておることになります。

それで、前々から、できるだけ区域外の再送信をお願いしたいということで打ち合わせを進めておまして、テレビ朝日系の愛媛朝日テレビですかね、その放送を受信して、送信をしたいという設備を造りたいというものでございます。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

それは、朝日放送系というお話がありましたけども、その設備を、これだけではできないんじゃないかと思うんですが。

その朝日放送系が放送になるまでには、幾らぐらい総額掛かるものですか。これは設備だけの金額でしょう。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

今、協議をしておりますけれども、今の思いで整備ができますと、これで愛媛朝日が放送しております朝日テレビ系の受信して、送信ができるというものでございます。

（宮地議員から何事か発言あり）

失礼しました。先ほどのテレビを放送するには、これで送信可能です。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

その予定の開始時期、大体いつごろで考えられておりますか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

順調にいきますと、4月1日あたりから開始したいというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑、ありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それではですね、今の関連の所なんですけど。

実はね、17億5,000万、18億近くなってくると思うんですが、この数字見よったら。

その放送する時間ですね、屋外でする分も、屋内でする分も、一緒になっちゃうと思うんですがね。その放送の要領を見よったら、午前が6時半より、午後が7時半よりになっちゃうがです。

そんでね、大変、私の所へ届くにはね、苦情がある。放送のする時間がまちまちやと、こう言うて。だから、その例規集を見るとよね、今言った時間になっちゃう。それが正確にやりゆうかどうか、ちょっと私、確認のしようがないもんで、まあ私に言うてくれということがあったので、ここで今言いゆうわけですが。

このお金を使って、6時半とその7時半にピタッと、その時間放送ができるようにできないもんですかね。あの要領を見よったらね、放送する時間をこう書いちゃいますわ。でね、それはね、そういうことになると、何時よりとなったらね、時間がこじゃんとばらばらになってくるわけね。で、だから、ろくに聞きやせんぞいう話になってきまして。これは大変なお金を使っておるのに、それは困るなあと。

だから、このお金の中でよね、できれば、8時半と書こうが9時と書こうが、午後であれば7時半に強制的に入るようにしていただくことがこの予算の中でできないかどうか。

そこあたりをね、ちょっと確認さしてもらいたいです。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

だんだんの方からですね、その意見をいただいております、放送時間帯の調整ということをしていかないかんというふうに思っております。

それにつきましては、今の設備の中で対応できますので。この予算でなくてもですね、今の設備の中で対応できるし、また、その方向で今後、調整していきたいと思っております。

職員への周知が一番大事だと思いますので、放送そのものがそれぞれの職員、担当部署で必要なときにやっておりますので、その制度的なものをつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

そのこと、今言うたね、職員への周知がうんぬんいう話はね、これはおかしい話ですよ。我々はそんなこと、事実を知らんうちに告示して、その要綱はできちゅうがやき。その瞬間に、職員が全部が知っちゃうというがを前提ですよ、これは。こんなおかしい話はない。我々、町民が知らんいうがやったら分かるよ。町長が告示したものが、みんなが見ちゃうはずや。それが前提ながよ。そんな運営されたら困る。ほんじゃきわしら、おまんに代わって、わしら叱られるわけよ。どうなっちゃうがいうて叱られる。それは困る、そういうやり方は。やっぱりよね、それは徹底してもらわな。

だから、入力が今、初めて分かった。めいめいがやりゆう言うたき。だから、めいめいに事前に知らす必要がある。例規集に載っちゃうがやき。それは我々町民が知る前に、みんなが職員が知っちゃう話や。それが前提やき。そこはよ、ちゃんとしてもらわな困る。

それで、次いきますよ。

それから、20 ページのこの税のこのシステムとありますが。これ、説明いただいたかも分かんませんが、申し訳ない。もしされてなかったら、その中身を教えてください。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

お答えします。

この委託料についてはですね、固定資産税システム改修委託 55 万円、それから、住民税システム改修費 30 万となっております。前納報奨金制度が廃止になりまして、それに伴う納税通知書の様式変更によるシステムの改修費となっております。

固定資産税と、それから町民税。固定資産税は、今度 4 月からなります、24 年 4 月 1 日から報奨金が廃止に。それから、町県民税については今年度、23 年 4 月から廃止となっております。

議長（山本久夫君）

2 款、その他、質疑ありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

19 ページ、目の 14 で庁舎建設費が財源の組み替えということになっておりますが、その財源の組み替えの原因と。

それから、その下の徴税费で、目の税務総務費、一般職の給料が 1,137 万 6,000 円っておるがですけど、

これは何名分か、お聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、前段の財源組み替えの部分ですが。

これはですね、この財源内訳の中の、三角の928万7,000円。これは合併補助金を充てる予定でした。が、今回ですね、合併特例債関係で、測定の部分になりますので合併特例債関係を充てたいということにしまして、このような財源組み替えを行いました。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

これは、人事異動による職員増による補正となっております。

（議場から何事か発言あり）

2名であります。2名増。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

総務課長、今の900なんぼの減なっちゃうというのは、どこに出ちゃうがですかね。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

ページ、14ページをお願いします。14ページ、よろしいですか。

歳入の、この14ページ中段の所にですね、三角の928万7,000円、この部分でございます。

（明神議員から「はい、分かりました」との発言あり）

議長（山本久夫君）

その他、質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち3款の質疑はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

22ページの方ですが、7目の障がい者自立支援費の方で、20の扶助費ですけど。

これ、利用者増によるということでの1,028万1,000円ですかね。これも細かいようですけど、どんだけの人数がもともとあって、それに何人増加したことによる追加なのか。

そのへんをちょっとお聞き致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

自立支援給付費の増によりまして、これはですね、障がい者の施設入所、またグループホームと、非常にそ

それぞれの事業がありますので、何名かいうところまではですね、つかめておりません。

というのは、グループホームから通所とか、日常支援の事業所へ通う方とか、いろいろなメニューがありますので、それによって10月までの経過を見まして、来年3月までの予想立ったときにですね、不足額が生じるであろうと思う額を計上しております。半年の実績によって、不足額を出しております。

議長（山本久夫君）

その他。

山崎君。

8番（山崎正男君）

同じところでございますが、23節の中で言葉ですが、上から6行目では、障害者自立支援医療費県費負担金返還金とあります。それから、次のページの4行目では、今度は自立支援給付費負担金返還金ですが、高知県障害者自立支援給付費負担金とあります。

この県費を中に持ってくる場合と、頭に持ってくる場合の違いはどうかでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

この償還金は、22年度の事業費の確定によりまして返還するものです。

この名称はですね、それぞれの事業名を出しておりますので、上の障害者医療費国庫負担金返還金と、次の県費負担金のものが同じ事業名ですけど、それぞれの事業の補助金によって名称が変わっておりますので、こういう記載になっております。

次のページの、障害者自立支援給付費国庫負担金と、その次の高知県障害者自立支援給付費が同じ事業メニューですけど、先ほど言ったように事業名ごとにこういう名称になっておりますので、こういう記載になっております。

ちょっと分かりにくい状態ではありますが、それで3つの事業について返還が生じております。すいません。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

23ページの、その上の国庫の返還金がありますけれど、障害者自立支援給付費等国庫負担金等返還金。そして、その次が高知県障害者自立支援給付費負担金とあります。この名称は間違いはないがですか、ほんとに。県費が中に来て、高知県のけて、県費が間に入って来るがじゃないろうかと思えますけれど。

まあ、確認をお願いします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

事業ごとに名称を出してますので間違いはないと思えますけど、なお確認させていただきます。

議長（山本久夫君）

ほかにありますか。

明神君。

10番（明神照男君）

23ページ、節の20扶助費の所で、老人保護措置という、これはどういうような事業ですかね。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

20 節の扶助費の老人保護措置費でございますが、老人福祉法によってですね、特養施設へ入所する場合に、町の方からこの措置費を負担しております。

（議場から何事か発言あり）

養護老人ホームです。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち6 款の質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

1 つ教えていただきたいのですが、26 ページの3 目農業振興費の中の13 委託料のところで、まだこれは、今から農業公社を設立するという委託料ですけど、できた場合ですよ、この公社が。これの最終的責任は、設立した町にあるのか、運営する、これ、お話ではJA さんに委託運営をするというような形でお伺いしたと思うので、説明を。最終的な、これ何かあったときの責任というのは、やはり公社設立の行政側が全面的な責任を負うものか。運営で損失が出た場合に、運営側が損失をあれするのか。

そのへんが分かれば、お伺い致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

この農業公社の設立ですけれども、その農業公社の役員体制を設立定款によって決めますので、今後協議しながら。それらに基づいてですね、一定限、役員に対してはですね責任が生じるとは思いますけれども、町がですね全面的に責任を負うというものではないと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

すいません、一緒に問うたら良かったがやけど。

その次は27 ページの方ですが、この2 目の林業振興費の中の19 節負担金補助及び交付金ですが、林業機械整備事業と交付金の中になっておりますが。

これはどんな機械を購入されるか。ちょっと説明があったかもしれませんが、聞き逃していると思いますので、再度、このへんの林業機械整備事業ということになっておりますので、どのような機械。恐らく機械だと思います。どんなものを購入されるのかをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

185万2,000円については、これは幡東森林組合に補助するもので、2トンのダンプ、4WDを購入するものです。

以上です。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ありませんか。

下村君。

2番（下村勝幸君）

すいません。27ページの一番上の方の19節の負担金補助および交付金の1,500万の減額分なんですが、説明ではハウス研修中心によるということであったんですけど。

これ、具体的にですね、ちょっとお聞きしたいと思います。希望者がもう全然なくてですね、こういう事業自体が中止になったのかどうか。そこらへんを教えてください。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

希望者がいなかったからではなくてですね、議員協議会でも説明しましたがけれども、当初ですね、事業実施主体でやっていくべきJAですけれども、これのですね農業経営規定、これがですね農地の貸し借り、および売買ができないということに気がしまして、進行しておりましたけれども、この農地の貸し借りが当然必要になりますので、その部分で先送りになったということでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち7款の質疑はありませんか。

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

29ページですが、観光費のですね、19節負担金補助及び交付金のとこのスポーツ合宿支援補助金。これ、本会議でですね、上限4万円の補助というふうにありましたよね。

これはもう少し詳しくお聞きしたいんですけど。町内で宿泊した団体、団体へそのもの4万、個人、人数は関係なく、もう少し詳しくそのへんをお聞きしたいんですけど。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

スポーツ合宿支援補助金ということで、これは団体の方に補助金を出すようにしております。1名当たり、宿泊していただいたら、1泊当たり1,000円の交付金を出すようにしております。

これは、主に県の方の補助金もありまして、県が2月までは補助金があるんですが、その3月については補

助金がないということで、宿泊業の関係者の方から要望がありまして、その部分を補助していただいたら、なお、まだ宿泊される団体が増えるというようなことがありまして、今回、予算を提案させていただいております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

ちなみにですね、その宿泊があったといいますか、宿泊施設、たくさんありますか。どこでしょうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

町内全体を対象にしておりますので、スポーツ誘致で、その 20 人以上の団体の方が来ていただいた所、宿泊していただいた所が、もうすべて対象です。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ありませんか。

西村君。

3 番（西村将伸君）

28 ページの 2 目の 13 委託料ですけども、会所地区への避難道という説明があったのですが。

（議場から何事か発言あり）

間違えちゅう。

議長（山本久夫君）

今、7 款で。

（西村議員から「あ、ごめん」との発言あり）

産業推進室長、ちょっと訂正があるそうです。

産業推進室長（森下昌三君）

先ほどの 20 名と言いましたが、延べ 20 泊です。

すいません、失礼致しました。

（宮地議員と産業推進室長との間でやりとりあり）

議長（山本久夫君）

よろしいでしょうか。

下村君。

2 番（下村勝幸君）

その上ですね、スポーツ誘致の、プロ野球選手の自主トレということだったですけど。

具体的に、どなたか考えられている人はいるんですか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

以前から、スポーツ誘致ということで誘致をさしております。まあ、セ・リーグの球団の、まあ個人名まで言っていないかどうか、ちょっと分かりませんが、来ていただけるというような内諾をいただいております。

それで来ていただいて、ちょっとした青少年とのスポーツ交流とか、また、将来自主トレに来ていただいて、

話題性なども。

(議場から何事か発言あり)

名前を言って構わないということで、言わせていただきます。

ヤクルト球団の石川選手という、もうエース級のピッチャーの方です。その方が来ていただいて、まあ現場を見ていただいて、その自主トレに向いているということでしたら、前向きに検討してくれるというようなこともありまして、来ていただいたらまた観光にもつながるんじゃないかということで、今回、予算も組んでいただいて、先ほど言いました、その青少年の方の交流もしていただきたいと考えております。

議長 (山本久夫君)

森君。

11 番 (森 治史君)

すいません。今の説明、ちょっと 29 ページの観光の所の負担金の方で、延べ泊 20 泊以上というような受け取り方の説明だと思うんですけど。

何か、20 泊以上ということは、ほいたら 1 年間通じてその宿泊施設が、延べ人数になってきたときには 1 カ月の間の延べ日数なのか、それとも 1 年間通じて 20 泊以上のあれになったときに、一人頭補助金が出るのか。そのへんがちょっと、理解がしにくいのですが。

1 人、1 名、1,000 円の補助を出すということのようなお答えだと思うんですよ。延べ泊が 20 ということは、その期間定めてのあれなのか、1 月から、まあいうたら年度末までの、4 月から 3 月までの間に 20 泊以上した場合に、それがその泊めた業者に下りるのか。そのへんが、ちょっと 20 泊言われたときに。それとも私らの感覚では、間違うちょうかかもしれませんけど、泊まった人が団体ですのですね、4 名、1 人では団体にならるので、何名かの団体人数があると思いますけど。その人が宿泊した日数に応じて出てるのかなというふうに解釈してたんですけど、20 泊いうて言うたら、かなりの日数泊まらないかんってくるけん、そのへんがこう。19 泊やったらもらえん、20 以上やったらもらえるという、その受け入れた業者さんの営業しよう宿泊施設にも何か混乱が起きるような制度やな、今の説明をお聞きしますと。で、泊まったら 1,000 円出すというような感じならもっと理解ができるんですけど、延べ日数で 20 泊以上いうて言うたら、かなり長い時間の合宿にならざったら、合宿でもならんと思いますけどね。

そのへんを、もうちょっと分かるように説明いただきたいんですけど。

議長 (山本久夫君)

産業推進室長。

産業推進室長 (森下昌三君)

期間的には 3 月いっぱいです。3 月のひと月です。その間で、仮に一団体が 10 人でしたら、2 泊していただいたら、もう 20 泊になります。

人数によって泊数は変わってくるかもしれませんが、トータルをしてですね、3 月の間に 20 泊していただいたら、団体に補助するというふうになっております。

議長 (山本久夫君)

森君。

11 番 (森 治史君)

今の説明を聞きますと、私もちょっと間違っていました。3 月分が不足するから、3 月のことで上げたということです。これはあくまでも、業者からのそういう希望があって組んだ 20 万 2,000 円ですかね、ということです。もし、今、意味分かりました。4 人で 5 日泊まれば、20 泊という計算の仕方でもいいですね。私は一団

体が何泊と取ったもので、人数でなくて。最初の説明が、ちょっと私の方の勘違いかもしれませんが、その一団体が泊まった宿泊数と取ったもので、かなりなもんだと思ってましたけど、今言うように、人数で掛ける何日で20泊ということでしたら理解ができます。

ただ、まだこれ以上にあった場合は、また追加の予算を組むぐらいに来てほしいという心構えがあるのかなのか、町の方に。

そのへんをもう一度、お伺い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

要綱では予算の許す限りということになっておりますので、そこは当然、予算以内ではと考えてますが、それで数が増えるのであれば、また検討するようなことは考えております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち8款の質疑はありませんか。

西村君。

3番（西村将伸君）

30ページの15節工事請負費、小黒ノ川橋とお伺いしたのですが、その工事内容と。

それと、31ページの13節委託料。この中で、整備測量及び試験委託というのがあるのですが、この試験委託という意味をちょっと理解できんですが。

その説明してもらいたいです。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、小黒ノ川橋についてご説明を致します。

この橋につきましては、6月補正に橋梁（きょうりょう）の詳細設計委託を計上致しまして、その後、調査設計を致しました。それで、橋の上部工の補修なのか、架け替えなのかという調査を致しまして、最終的にですね、構造的、施工性、経済性を考慮して、上部工の架け替えと。で、延長の方は11.66メートル、全幅員、地幅含めてですけど、4.3メートルとなっております。

避難路の方につきましては、副町長の方でお願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

申し訳ありません。試験委託の試験のどこまで少し勉強してませんでしたので、ちょっと後日、また報告させていただきます。

（後段で「及び試験」は削除するとの訂正の発言あり）

議長（山本久夫君）

その他、質疑ありませんか。

下村君。

2 番（下村勝幸君）

多分そこに関係するかもしれないですけど、32 ページの一番上の工事請負費、有井川地区避難路等整備工事の所で、今回、擁壁 11 メーターの避難路 40 メーターと聞いているんですけど。

この具体的なですね場所、大体どの辺りでやろうとしているのか、教えていただけますか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

有井川のですね、旧国道から米原へ入る橋のすぐ西側の所でございます。ちょうど空き地になってますけど、家があって、続きで今もう、くえておる所でございます。

議長（山本久夫君）

その他、ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち 9 款の質疑はありませんか。

下村君。

2 番（下村勝幸君）

33 ページの 15 節の工事請負費です。2,200 万円で、伊田小学校とか上川口小学校とか、あと何か所か言われてましたけど。

その具体的なですね内容、もう少し細かく聞きたいですけど。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

今の予定地区を、まず先に申し上げます。

伊田の小学校、上川口、田ノ口の小学校、それから佐賀の金毘羅さんの所、それから有井川の所です。

それで、伊田の小学校につきましては、前々から言っておりますように橋、小学校の校舎を避難施設にしておりますので、それから、3 階から近くの山に橋を渡って逃げる段取りでですね、今、もうほとんど設計も出来上がっています。

それから、上川口の小学校と田ノ口の小学校につきましては、まだ設計ができておりませんので、地元と調整しながら対応していくということになるかと思えます。

それから、金毘羅さんについてはですね、概略の計画はできておるようですが、有井川についてもまだ設計書ができておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち 10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち 11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

次に第 2 表、繰越明許費についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで第 2 表、繰越明許費についての質疑を終わります。

次に第 3 表、地方債補正についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで第 3 表、地方債補正についての質疑を終わります。

これで議案第 62 号の質疑を終わります。

次に、議案第 63 号、平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

明神君。

10 番 (明神照男君)

不勉強で、こんな質問するが恥ずかしいことですけど。

9 ページの職員手当の内訳という所でね、この合計の左側のとこにこんまい字でね、管理職特別勤務手当という説明書きがあるのですが。

これ、どんなが。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長 (松田博和君)

前の方における執行部の課長の方には、時間外勤務手当がございません。が、選挙とか災害とかの場合はですね、通常の業務は日曜日に出ろが、それは全くないわけですけども、選挙、災害、これにつきましてはですね、6 時間以上そこに張り付いたというような状況になりますと、手当を出すようなことにしております。その部分のものでございます。

(後段で総務課長から「災害、それから、警報が出た場合に管理職は残るようになっておりますので、そうした場合のところ、それから選挙。この 3 つが基本に置いてですね、そのほかは出ません。

それから、通常の月曜日から金曜日。これについても出さない。土日に限られた、それから祝日ですね。そういう部分でございます。」との訂正の発言あり)

以上です。

(明神議員から「はい、分かりました」との発言あり)

議長 (山本久夫君)

質疑ございませんか、ほかに。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 63 号の質疑を終わります。

次に、議案第 64 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 64 号の質疑を終わります。

この際、10 時まで休憩します。

休 憩 09 時 49 分

再 開 10 時 00 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

今までの質疑の中で、議案第 62 号、63 号について、執行部の答弁に訂正がありますので発言を許します。

総務課長。

総務課長 (松田博和君)

失礼を致しました。

63 号の給与集中処理会計のですねページ、9 ページで、明神議員さんの方から管理職特別手当の質問があったわけですが、私の方で、6 時間ということでお答えしました。

6 時間で割り増しということで、ご理解願いたいと思います。

それでこの内容はですね、繰り返しにはなりますけれども、災害、それから、警報が出た場合に管理職は残るようになっておりますので、そうした場合のところ、それから選挙。この 3 つが基本に置いてですね、そのほかは出ません。

それから、通常の月曜日から金曜日。これについても出さない。土日に限られた、それから祝日ですね。そういう部分でございます。

以上です。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壯君)

私の方から、先ほど、西村議員の質問でページ 31 ページ、一般会計補正予算の関係でございますけれども、31 ページ。委託料の避難路等整備測量及び試験委託という所でありますけれども、申し訳ございません。この、及び試験が不要になっておりまして、測量設計委託の間違いでございますので、訂正をよろしく願います。測量設計委託。及び試験を削除していただいて、設計を入れてください。

よろしく願います。

議長 (山本久夫君)

これで発言を終わります。

次に、議案第 65 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 65 号の質疑を終わります。

次に、議案第 66 号、平成 23 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 66 号の質疑を終わります。

次に、議案第 67 号、平成 23 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 67 号の質疑を終わります。

次に、議案第 68 号、平成 23 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 68 号の質疑を終わります。

次に、議案第 69 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 69 号の質疑を終わります。

次に、議案第 70 号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 70 号の質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第 62 号の歳入全部、歳出のうち 2 款、9 款、第 3 表地方債補正、議案第 63 号。以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 62 号の歳出のうち 6 款、7 款、8 款、11 款、第 2 表繰越明許費、議案第 69 号、議案第 70 号。以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 62 号の歳出のうち 3 款、4 款、10 款、議案第 60 号、議案第 61 号、議案第 64 号から議案第 68 号まで。以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 10 時 05 分